

公益社団法人常滑市シルバー人材センター弔慰見舞金規程

規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人常滑市シルバー人材センターの会員、役員、事務局職員に対する弔慰見舞金の給付について、必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 弔慰見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- (1) センターの理事、監事
- (2) センターの会員
- (3) センターの事務局職員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(給付の範囲)

第 3 条 この規程に定める弔慰見舞金等給付は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) その他会長が必要と認める場合

2 前項各号に定める給付金の給付条件、給付額は、別表に掲げるとおりとする。

(手続)

第 4 条 第 3 条 2 号から 4 号の各号に定める給付は、弔慰見舞金等申請書による申請に基づき給付するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

社団法人常滑市シルバー人材センター慶弔規程は（昭和 58 年 10 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表 (第3条関係)

給付区分	対象者	給付条件	給付額等
弔慰金	会 員 役 員 職 員	就労中の傷病に起因する死亡	10,000 円 (金品) 供花一対
		前記以外の死亡	10,000 円 (金品)
	職員家族	配偶者、父母及び生計を共にする養父母、子	供花一対
傷病見舞金	会 員	就労中の傷病で入院 15 日以上	5,000 円 (金品)
	役 員	入院 15 日以上	
	職 員	就労中の傷病で入院 15 日以上、又は引き続き 30 日以上療養のため勤務できないこと	
その他	第2条 (1)～(4)	会長が必要と認める場合	会長が定める

様式（第4条関係）

公益社団法人常滑市シルバー人材センター弔意見舞金等給付申請書

申請日 令和____年__月__日

公益社団法人常滑市シルバー人材センター 会長 宛

申請者

会員番号

--	--	--	--

郵便番号 〒

—

住 所

氏 名

㊞

連絡先

()

—

該当	項目	給付対象	給付金額	給付条件
	弔慰金	会員 理事・監事 職員	10,000円 供花一对	就労中の傷病に起因する死亡
	弔慰金	会員 理事・監事 職員	10,000円	前記（就労中の傷病に起因する）以外の死亡
	弔慰金	職員家族	供花一对	配偶者、父母及び生計を共にする養父母、子
	傷病見舞金	会員	5,000円	就労中の傷病で入院15日以上
	傷病見舞金	理事・監事	5,000円	入院15日以上
	傷病見舞金	職員	5,000円	就労中の傷病で入院15日以上、又は引き続き30日以上療養のためきんむできない
	会長が必要と認める場合	その他	円	会長が必要と認めた場合又は認めた者

※該当の項目欄に○を付けてください。

指定振込先口座

預金口座	銀行 信用金庫 農協 郵便局	本店	種目	預金口座番号					
		支店	1. 普通 2. 当座						
口座名義人	フリガナ								

【給付金の受取】

- ①給付金は、原則として申請者の個人口座へ振り込みます。
- ②振込先相違による組戻し手数料が発生した場合は、振込金から差引します。

センター受付印

--